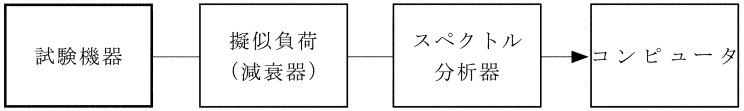
2　測定器の条件等
⑴　外部試験装置は、試験機器と回線接続ができるものとする。
⑵　データ端末は、試験機器又は外部試験装置にデータの送信及び受信ができるものとする。
3　試験機器の状態
⑴　試験周波数に設定して、送信する。
⑵　通常の使用状態とし、データ伝送速度は試験機器に設定可能な最大の値とする。
4　測定操作手順
⑴　データ端末１からデータを送信してデータ端末２で受信し、データ伝送速度を確認する。
⑵　２の条件が満たされない場合は、書面により確認する。
5　試験結果の記載方法
⑴　回線接続により確認した場合は、データ伝送速度をbit／ｓ単位で記載する。
⑵　書面により確認した場合は、「良（又は否）」で記載する。

別表第二十一第一項及び同表第二を削る。

別表第二十一中「第一　基地局等の無線設備（第二及び第三に定めのある無線設備を除く。）」を削る。

別表第二十一第一の二の項中「別表第二十八第一の二の項」を「別表第三十一の三の項」に改め、同表第一の三の項中「別表第二十八第一の三の項」を「別表第三十一の二の項」に改め、同表第一の四の項を次のように改める。

四　占有周波数帯幅
1　測定系統図



2　測定器の条件等
⑴　スペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	許容値の２倍～3.5倍
分解能帯域幅	許容値の約２％
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より50dB以上高いこと
データ点数	400点以上
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑵　スペクトル分析器の測定値は、コンピュータで処理する。
3　試験機器の状態
⑴　試験周波数に設定する。
⑵　変調状態は、通常の使用状態において占有周波数帯幅が最も大きくなるような状態とする。
⑶　最大電力に設定する。
4　測定操作手順
⑴　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
⑵　全データについて、dBm値を真数に変換する。
⑶　全データの電力総和を求め、「全電力」値として記憶させる。
⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。
⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。
5　試験結果の記載方法
占有周波数帯幅は、「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求め、MHz単位で記載する。

別表第二十一第一の八の項中「別表第二十八第一の七の項」を「別表第三十一の九の項」に、「第２条第11号の10」を「第２条第１項第11号の10」に改め、同表第二及び同表第三を削る。

別表第二十一中「第一　基地局等の無線設備（第二及び第三に定めのある無線設備を除く。）」を削る。

別表第二十一の二の項中「別表第二十七の二の項」を「別表第二十九の三の項」に改め、同表の二の項中「別表第二十七の三の項」を「別表第二十九の四の項」に改める。

別表第二十四の二の項中「別表第二十八第一の二の項」を「別表第三十一の三の項」に改め、同表の四の項中「別表第二十八第一の四の項」を「別表第三十一の四の項」に改める。

別表第四十四中「第２条第１項第19号の２及び２の３」を「第２条第１項第19号の２及び第19号の２の３」に改める。

別表第八十四の次に次の二表を加える。

別表第八十五　証明規則第２条第１項第10号に掲げる無線設備の試験方法

第一　設備規則第49条の６第１項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備

一　一般事項
1　試験場所の環境
室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703　による常温及び常湿の範囲内とする。
2　電源電圧
⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合
外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。
⑵　その他の場合
外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10%を供給する。ただし、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める測定を行う。
ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10%変動したときにおける試験機器の無線部（電源は除く。）の回路への入力電圧の変動が±１%以下であることが確認できた場合は、定格電圧で測定を行う。
イ　電源電圧の変動幅が±10%以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合は、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定を行う。
3　試験周波数と試験項目
⑴　中継する携帯無線通信方式の各方式ごとに試験を行う。
⑵　試験機器の発射可能な周波数帯が700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯及び２GHz帯の周波数帯を使用する場合は、各周波数帯域ごとに行う。
⑶　試験周波数は、基地局（下り）に使用される周波数帯域及び陸上移動局（上り）に使用される周波数帯域ごととする。
⑷　各周波数帯域において、試験機器の中継可能な周波数が３波以下の周波数帯域の場合は、全波で全試験項目について試験を行う。
⑸　各周波数帯域において、試験機器の中継可能な周波数が４波以上の周波数帯域の場合は、上中下の３波の周波数で全試験項目について試験を行う。なお、中心周波数にできない場合は中心周波数に最も近い割当周波数、中心周波数からの離調周波数が同じ場合はどちらかの周波数を選択して試験を行う。
⑹　複数の電気通信事業者の周波数帯域を扱う無線設備にあっては、電気通信事業者ごとに割り当てられる周波数帯域ごとに、⑶から⑸までの周波数で試験を行う。